

第24回教育委員会

平成30年11月13日
午後3時30分
大阪市保育・幼児教育センター

案 件

議案第108号 社会教育委員会議への諮問について

議案 第108号

社会教育委員会議への諮問について

標題について、別紙案により社会教育委員会議へ諮問します。

(案)

地域と学校の協働による生涯学習の推進について（諮問）

1. これまでの経過と趣旨説明

大阪市においては、平成4年に最初の「生涯学習大阪計画」（計画期間：平成4年～17年）を策定、それぞれの学習圏に応じた生涯学習支援システムの構築、総合生涯学習センターや市民学習センターの整備、生涯学習推進員をはじめとする市民ボランティアの育成など、今日の生涯学習振興の礎となる施策を進めてまいりました。

平成18年に策定した第2次計画（計画期間：平成18年～平成28年）では、「自律と協働の生涯学習社会をめざして」を基本理念とし、市民が学んだ成果をまちづくりに活かすという、「まなび」と「行動」が循環する「循環型の生涯学習社会」づくりをめざすこととし、学習圏を「広域」「区域」「地域」に再設定し、取り組みを進めてきました。

さらに、平成29年に策定した第3次計画（計画期間：平成29：2017年～2020年）では、「ひと、まち、まなびをつなぐ生涯学習」を基本理念に据え、ひと、まち、まなびのつながりによって新たな学習や価値を創造することで、社会全体が発展する「持続可能な豊かな生涯学習社会」をめざすこととしています。また、第3次計画においても第2次計画の学習圏（広域・区域・地域）の考え方を継承していますが、「教育コミュニティづくり」と学校との連携・学校教育支援を安定的に進めるために、これまで「小学校区」を基本としてきた「地域」学習圏の考え方を「中学校区」にまで拡張することとしました。

第3次計画において、「教育コミュニティ」とは、地域の共有財産である学校を核とし、地域社会の中で、さまざまな人々が継続的に子どもにかかわるシステムをつくり、学校教育や地域活動に参加することで、子どもの健全な成長発達を促していこうとするものであり、これまでの地縁的コミュニティに加えて、少子・高齢化等が進む新しい時代のコミュニティとして、学校・家庭・地域社会の協働をめざすものと位置付けています。

一方、我が国では、地域においては少子高齢化の進展に伴う地域コミュニティの脆弱化、子どもたちをめぐっては社会性や学習意欲をめぐる問題など、社会的な諸課題が山積されています。学校は、子どもたちの学びと成長を保障する場としての役割のみならず、地域コミュニティの核としての役割が求められています。地域と積極的に向き合い、地域の人々と目標や課題を共有しながら地域総がかりで子どもたちを育む「地域とともにある学校」に転換していくことが求められています。

また、「人生100年時代」にふさわしい生涯学習のあり方が求められています。IoT等の進展や急速な技術革新が進む「Society5.0」を迎える今後、地域住民自身がこうした社会変動に対応しうる力を身につけ、地域における学習や活動に活かすとともに、持続可能な地域社会の構築に向け、社会教育として「地域課題解決学習」に取り組んでいくことが重要になってきます。

こうした今日的な状況を受けて、国においては、平成29年に社会教育法が改正され、い

わゆる「地域学校協働活動」が法的に位置付けられました。これは、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総掛かりでの教育の実現をめざすものです。また、新学習指導要領においては、「社会に開かれた教育課程」の理念が示されています。

大阪市においては、このような地域に開かれた学校づくりや、地域と学校の協働を生涯学習活動の面から進める取組として、小学校区では「小学校区教育協議会—はぐくみネット—」事業、中学校区では「学校元気アップ地域本部」事業として取り組まれています。また、地域住民主体の生涯学習活動の拠点として、「生涯学習ルーム」事業を全小学校区において展開しています。

「小学校区教育協議会—はぐくみネット—」事業は、地域の教育資源を学校教育に導入するなど、地域に開かれた学校づくりを進め、子どもたちの「生きる力」をはぐくむとともに、学校・家庭・地域が一体となった総合的な教育力を発揮し、地域における人と人のつながりによって子どもをはぐくむ「教育コミュニティ」づくりを推進するものです。全小学校区において、市民ボランティアである「はぐくみネットコーディネーター」（約1,100人）が中心となって活動しています。中学校区においては、地域コーディネーターが中心となって、生徒の生活習慣の確立や学力向上など学校課題の解消に向け、学校のニーズに応じた「学校元気アップ地域本部」事業として取り組まれています。

「生涯学習ルーム」事業は、市内小学校の特別教室等を活用し、市民ボランティアである「生涯学習推進員」が主体となって講習・講座等を実施する事業です。市民の日常生活にとって身近な施設である小学校を、「地域」における市民の生涯学習活動の拠点とし、地域住民への学習機会の提供と充実を図り、地域のコミュニティづくりにも寄与しています。現在、全小学校区において約1,200人の推進員が活動。年間1,980講座（平成28年度実績）を実施しています。

大阪市としては、今日の我が国の社会状況や、社会教育法改正の趣旨及び新学習指導要領の理念を十分にふまえ、今後の地域の生涯学習活動において、学校との協働や開かれた学校づくり支援がますます具体的なかたちとして求められます。こうした今日の動向に照らして、今後の地域と学校の協働による生涯学習の推進についてご審議いただきたく諮問申し上げます。

2. 審議事項

- ・本市の地域の生涯学習施策（教育コミュニティ事業等）の現状把握について
- ・本市の地域の生涯学習施策（教育コミュニティ事業等）にかかる諸課題の整理について
- ・今後の地域と学校の協働による生涯学習の推進に向けた具体的方策について

3. 審議期間

2019年9月まで

【参考】

社会教育委員会議への諮問 「地域と学校の協働による生涯学習の推進について」

◆諮問のポイント

「生涯学習大阪計画」次期改定を見据えて、社会教育委員会議から意見を得るため、教育委員会としての現状認識・課題意識について伝えるとともに、下記の2点を中心に諮問を行う。

- 地域の生涯学習活動の推進について
- 地域と学校の協働による生涯学習活動のあり方について

◆スケジュール

○10月16日（火） 第22回教育委員会に協議題第21号を上程

「生涯学習大阪計画」改定に向けた今後のスケジュール（予定）

2018年度

- ◆教育委員会から社会教育委員会議への諮問 12月
- ◆社会教育委員会議に小委員会を設置、「意見具申」の検討作業着手 1月以降

2019年度

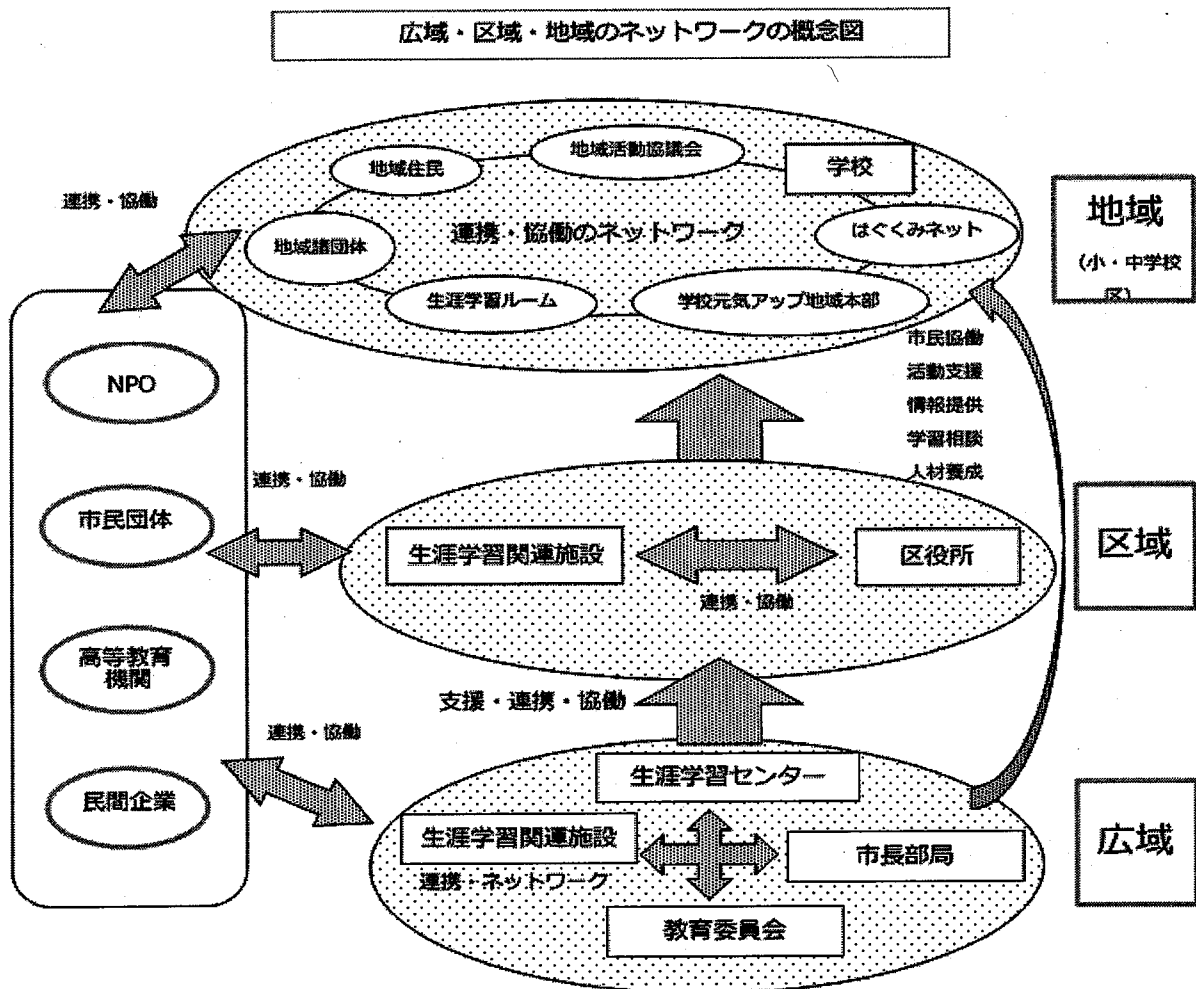
- ◆社会教育委員会議「意見具申」の答申 9月頃までに
- ◆「意見具申」を受けて庁内会議において次期計画案の検討作業着手 9月以降
- ◆次期計画原案の作成 3月頃

2020年度

- ◆次期計画素案 教育委員会会議への協議・上程、区長会議等での庁内調整 9月頃まで
- ◆パブリックコメントの実施 9月以降
- ◆第4次「生涯学習大阪計画」の策定 3月頃

1. 第3次「生涯学習大阪計画」について

- ・平成29(2017)年3月策定。本市の生涯学習施策の総合的な基本計画。
- ・計画期間 平成29(2017)年度～2020年度の4か年
- ・基本理念「ひと・まち・まなびをつなぐ生涯学習」



2. 地域の生涯学習活動の現状について

生涯学習ルーム事業 市内小学校の特別教室等を活用し、市民ボランティアである「生涯学習推進員」が主体となって講習・講座等を実施する事業。現在、全小学校区において約1,200人の推進員が活動。年間1,980講座を実施（平成28年度実績）。

小学校区教育協議会—はぐくみネット—事業 地域の教育資源を学校教育に導入するなど、地域に開かれた学校づくりを進め、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育む「教育コミュニティ」づくりを推進する事業。全小学校区において、市民ボランティアである「はぐくみネットコーディネーター」約1,100人が中心となって活動。中学校区においては、「学校元気アップ地域本部」事業が取り組まれている。

3. 地域生涯学習活動の「大阪市教育振興基本計画」(H29 策定)における位置づけ

重点的に取り組むべき施策(7)「地域に開かれた学校づくりと生涯学習支援 地域・区域における生涯学習推進と学校園とのネットワーク」において、生涯学習ルーム事業・はぐくみネット事業・学校元気アップ地域本部事業が位置付けられている。学校や地域における教育課題の解決に向け、学校・家庭・地域が協働して、社会総がかりで教育コミュニティづくりを推進し、あわせて生涯学習に取り組む市民がその成果を地域に還元する活動を学校支援につなげていくことがめざされている。

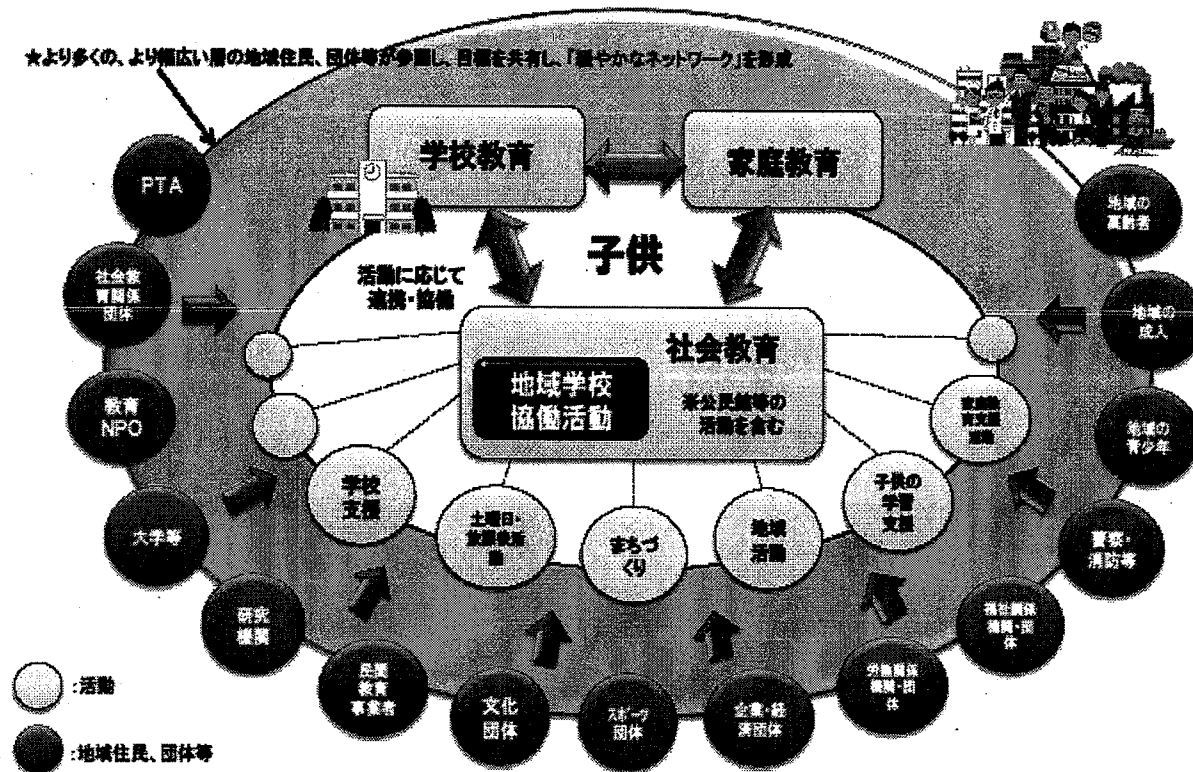
アクションプラン編「目標1 子どもが安心して成長できる安全な社会(学校園・家庭・地域)の実現」においては、施策3として「地域に開かれた学校づくりと生涯学習の支援」において、はぐくみネット事業や学校元気アップ地域本部事業を通じて「教育コミュニティづくりの推進」を図ることが示されている。

4. 社会教育法の改正(平成29年法律第5号)について

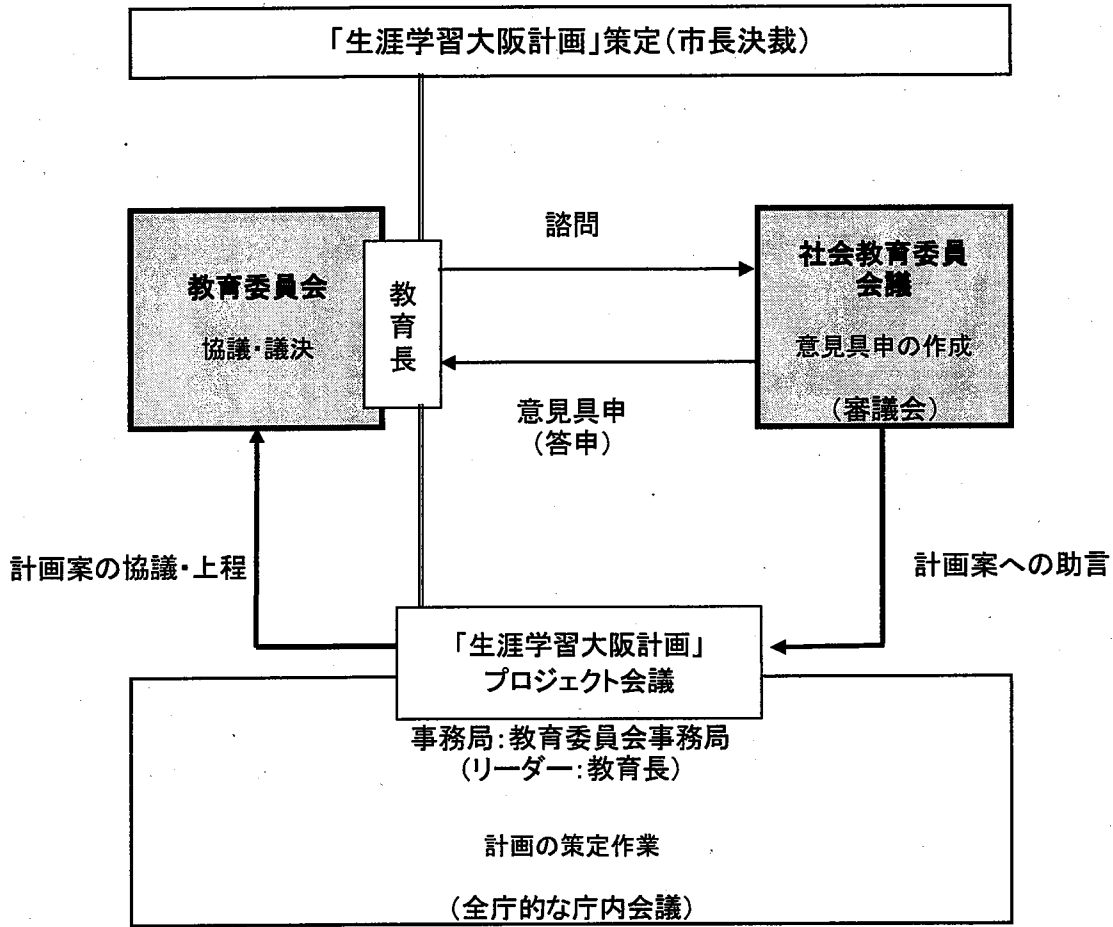
平成27年12月の中教審答申(地域と学校の連携・協働)を受け、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。これにより、幅広い地域住民等の協力を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み(活動概念図)

- ① 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ② 従来の地域団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決策に向け連携・協働につながり、持続可能な地域社会の基となる。



各会議体との関連図



社会教育法(抜粋)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。